令和元年 第8回

多治見市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和元年8月28日(水)午後2時00分
- 2 場 所 多治見市役所本庁舎 1階第2会議室

3 会議に付した議案

議案番号	議 案 件 名	件数
議第20号	農地転用許可後の事業計画変更申請に対する意見ついて	1件
議第21号	農地法第5条第1項の規定による農地の転用の許可申請に 対する意見について	1件
報第13号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	1件
報第14号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	6件

4 本日の議長 奥村 和彦

5 出席委員の氏名

議席番号	委 員 氏 名	備考		
1	宮嶋 由郎			
2	林 則武			
3	奥村 和彦			
4	長谷川 博			
5	坂崎 寛治			
6	久保 渚	辞職		
7	若尾 茂			
8	江﨑 勇			
9	伊藤 明石			
10	右高 菜月	辞職		
11	坂﨑 一良			
12	奥村 優子			
13	日比野 敏夫			
14	宮嶋 豊城			

15	小川 松鶴	
16	東 一二美	
17	日比野 芳孝	
18	砂田 豊	欠席

議長 ただいまより、令和元年第8回農業委員会総会を開会する。

本日は18番砂田豊委員から欠席の連絡を受けているので16名中15名の出席。 従って、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により過半数の出席が あるので、本委員会総会が成立する。

議長 次に、多治見市農業委員会会議規則第9条第1項による議事録署名委員 を、議長から指名してよろしいか。

(異議なし)

議長 それでは、4 番 長谷川博 委員、5 番 坂﨑寛治 委員の両名を議事録 署名委員に指名する。

議長 本日の議題に入る。議第20号「農地転用許可後の事業計画変更申請に対する意見ついて」を上程する。議第20号について事務局から説明を願う。

申請番号 1 譲渡人、多治見市小名田町 3 丁目 152 番地、株式会社マル若商店。譲受人、■■市■■■■■■■■■■■■■。土地は多治見市小名田町 3 丁目■■■番■、雑種地、123 ㎡。平成 27 年 9 月 16 日に■■■番を太陽光発電施設で 5 条許可済。その後申請地が余剰地となったため、資材置場として計画変更申請を行うもの。

議長 それでは議第20号について、地元委員から意見があれば発言願う。

13番 申請地は製陶材料の一部保管場所と聞いているが、現地確認したところ、まず車は通れない、進入路幅は1m程度で搬入ができるだろうか。加えて隣接に畑があり、水が流れ込むようでした。また、申請書ですが、隣接農地への影響が「思慮する」の文言だけでは不十分である。事務局でも確認する必要がある。申請書の修正が必要だと思う。

8番 水が流れて来るのはここだけの問題でなく、現状としては変わらない。 後は搬入の問題だ。

4番 申請内容が不確かなので確認が必要だ。所有者の承諾が分かる書類を整える必要がある。

議長事務局は書類を整え再提出すること。

事務局 了解。

議長 それでは、次に議第21号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に 対する意見について」は、先程の議案に関連するため、再度確認後議案提出と する。

次に、報告事項に入る。報第13号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」を上程する。報第13号について事務局より説明を願う。

事務局 申請番号1 申請者、■■■市■町■丁目■■番地の■、■■■。土地は多治見市池田町5丁目■■番、田、505 ㎡。転用目的は洋菓子関係の倉庫。前回総会に5条届出で報告済事項及び次の報第14号申請番号2に関連する。隣接地■■番■を取得することによる、倉庫用地の拡大のため申請するもの。製造は行わず、配送用である。

議長 報第13号は専決事項のため議決事項ではないが、意見があれば挙手願う。

(挙手なし)

議長 発言がないので、報第12号の報告を終了する。

次に、報第14号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」を上程する。報第14号について事務局より説明を願う。

事務局 6件

申請番号1 所有権移転。譲渡人、■■■市■■町■丁目■■番地、■ ■■■■。譲受人、■■■市■■町■丁目■■番地の■、■■■。土地は 喜多町6丁目■■番■の一部、畑、322 ㎡のうち 106.14 ㎡。転用目的 は自己住宅の庭園及び駐車場。間口を広く利用します。

申請番号 2 所有権移転。譲渡人、■■■市■■町■丁目■■番地、■■■。譲受人、■■■市■町■丁目■■番地の■、■■■。土地は多治見市池田町 5 丁目■■番■、畑、468 ㎡。転用目的は洋菓子関係の倉庫。先程の報第 13 号申請番号 1 に関連する。隣接地■■番と一体利用。

申請番号 3 所有権移転。譲渡人、■■■市■■町■■■番地、■■■■。譲受人、土岐市泉西原町1丁目4番地の1、愛岐木材住建株式会社。土地は笠原町権現■■■番■■■、畑、265 ㎡、2200番291、畑、265 ㎡、計530 ㎡。転用目的は宅地造成販売。

申請番号4 所有権移転。譲渡人、■■■市■町■丁目■■番地、■■
■■、同住所、■■■■。譲受人、多治見市若松町1 丁目 11 番地、株式会社タクミコーポレーション。土地は■■■■所有、宝町3 丁目■■番の一部、田、251 ㎡のうち 14.21 ㎡。転用目的は宅地造成販売。位置指定道路取得のため一部道路敷となる。

申請番号 6 所有権移転。譲渡人、■■■市■■町■番地の■、■■■
■外 3 名、■■■市■■町■丁目■■番地の■、■■■■。譲受人、東京都西東京市北原町三丁目 2 番地の 22、株式会社アーネストワン。土地は■■■所有、陶元町■■番■、畑、258 ㎡、■■番■、畑、0.11 ㎡。■■■■所有、陶元町■■番■、畑、191 ㎡、■■番■、畑、3.15 ㎡。転用目的は建売分譲を 2 棟予定。

議長 報第14号は専決事項のため議決事項ではないが、意見があれば挙手願う。

(挙手なし)

議長 発言がないので、報第 12 号の報告を終了する。

議長 本日の議案は以上をもって終了する。 その他、事務局方で連絡事項等あれば発言願う。 事務局 次回は9月25日水曜日の午後2時00分から。場所は本庁舎1階第2 会議室にて開催。

以上。

(閉会 午後 3 時 00 分)

事 務 局

 事務局長
 小川
 健二

 課長代理
 鈴木
 雅美

 主
 査
 安保
 博之

 主
 査
 玉山
 永恵

令和元年8月28日

議事録署名

4番

5番

議長